

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 24 日 (火) 第 704 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

企 業 管 理 規 程

- 鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) (工 業 用 水 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) (工 業 用 水 課 取 扱 い) 10
- 鹿 児 島 県 企 業 管 理 規 程 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 (※) (工 業 用 水 課 取 扱 い) 11

企 業 告 示

- 鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 事 業 出 納 取 扱 金 融 機 関 事 務 取 扱 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※) (工 業 用 水 課 取 扱 い) 11
- 鹿 児 島 県 企 業 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※) (工 業 用 水 課 取 扱 い) 12

企 業 管 理 規 程

鹿 児 島 県 企 業 管 理 規 程 第 1 号

鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 8 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 (昭 和 45 年 鹿 児 島 県 企 業 管 理 規 程 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

目 次 中 「 第 3 節 小 切 手 (第 43 条 ~ 第 48 条) 」 を 「 第 3 節 削 除 」 に 改 め る。

第 3 条 中 第 3 号 を 削 り , 第 4 号 を 第 3 号 と し , 第 5 号 を 第 4 号 と す る。

第 6 条 の 2 第 2 項 中 「 引 き 継 ぎ 」 を 「 引 継 ぎ 」 に 改 め , 「 及 び 工 業 用 水 道 事 業 試 算 表 (別 記 第 1 号 様 式 の 2) 」 を 削 る。

第 6 条 の 3 第 2 号 中 「 , 現 金 収 納 報 告 書 , 現 金 払 込 書 及 び 小 切 手 」 を 「 及 び 現 金 収 納 報 告 書 」 に 改 め , 同 条 第 3 号 中 「 (小 切 手 受 領 証 を 含 む 。) 」 を 「 及 び 」 に 改 め , 「 及 び 送 金 通 知 書 」 を 削 る。

第 10 条 第 2 項 中 「 小 切 手 帳 , 」 及 び 「 等 」 を 削 り , 「 う え 」 を 「 上 」 に 改 め る。

第 11 条 第 1 項 第 1 号 から 第 5 号 ま で を 次 の よう に 改 め る。

- (1) 収 入 予 算 執 行 整 理 簿 (別 記 第 4 号 様 式)
- (2) 支 出 予 算 執 行 整 理 簿 (別 記 第 5 号 様 式)
- (3) 総 勘 定 元 帳 (別 記 第 6 号 様 式)
- (4) 収 入 調 定 簿 (別 記 第 7 号 様 式)
- (5) 現 金 預 金 出 納 簿 (別 記 第 8 号 様 式)

第 21 条 第 2 項 中 「 現 金 払 込 書 (別 記 第 17 号 様 式) に よ り , 」 を 削 り , 同 項 後 段 を 削 り , 同 条 第 3 項 中 「 現 金 払 込 書 に よ り 」 を 「 , 」 に 改 め る。

第 24 条 第 2 項 中 「 支 出 予 算 執 行 計 画 整 理 簿 」 を 「 支 出 予 算 執 行 整 理 簿 」 に 改 め , 同 条 第 3 項 中 「 及 び 第 40 条 」 を 削 る。

第 26 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(口 座 振 替 の 方 法 に よ る 収 入 の 納 付)

第 26 条 の 2 出 納 取 扱 金 融 機 関 に 預 金 口 座 を 設 け て い る 納 入 義 務 者 が , 口 座 振 替 の 方 法 に よ り

収入金を納付しようとするときは、別に定めるところにより当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該収入を納付することができる。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第32条に次の1号を加える。

(17) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく再資源化預託金等及び再資源化預託金等の管理に関する料金

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第39条中「おいて」を「おいては」に、「出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出すときは、」を「対し」に、「（別記第21号様式）」を「（（別記第21号様式）又は当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」に改める。

第39条の2第5号中「及び所得税」を「、所得税及び労働保険料」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 社会保険料

第40条を次のように改める。

（債権者の印鑑）

第40条 債権者に使用させる印鑑は、契約書、請求書、領収書等を通じ全て同一のものでなければならない。ただし、債権者が亡失その他の理由により改印したときは、あらかじめ企業出納員に届け出たものに限り使用させることができる。

2 管理者は、契約その他重要なもので経費支出上必要と認めたときは、印鑑証明、使用印鑑届等を徴する等その債権者を確認する立証方法を講じておくものとする。

3 債権者が国、地方公共団体及び法人その他の団体の場合は、代表者又はその委任を受けた者の印鑑を用いるものとする。

第3章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第43条から第48条まで 削除

別記第1号様式備考2中「、小切手帳」を削る。

別記第1号様式の2を削る。

別記第4号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

第 4 号 様 式 (第 11 条 関 係)
工 業 用 水 道 事 業 特 別 会 計

収 入 予 算 執 行 整 理 簿

年 月 分

款 : 項 : 目 : 節 : 細 節 : (単 位 円)

月 日	伝 票 番 号	摘 要 額 付 者	現 計 予 算 額	調 定 額 (消 費 税)	予 算 残 額	収 入 額
		前 月 末 累 計				
		月 合 計				
		月 末 累 計				

第 5 号 様 式 (第 11 条 関 係)
工 業 用 水 道 事 業 特 別 会 計

支 出 予 算 執 行 整 理 簿

年 月 分

款 : 項 : 目 : 節 : 細 節 : (単 位 円)

月 日	伝 票 番 号	摘 要 支 払 先	現 計 予 算 額	支 出 負 担 行 為 額	予 算 額 と 支 出 負 担 行 為 額 と の 差	支 出 命 令 額 (消 費 税 額)	予 算 額 と 支 出 命 令 額 と の 差
		前 月 末 累 計					
		月 合 計					
		月 末 累 計					

第 6 号 様 式 (第 11 条 関 係)
工 業 用 水 道 事 業 特 別 会 計

総 勘 定 元 帳

年 月 分

款 : 項 : 目 : 節 : 細 節 : (単 位 円)

月 日	伝 区	伝 票 番 号	所 属	相 手 科 目	摘 要 / 相 手 先	借 方	貸 方	残 高
					前 月 繰 越			
					[月 合 計]			
					[翌 月 繰 越]			

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式 (第11号関係)

(表)

工業用水道事業特別会計

公有財産名

款 []
 項 []
 目 []
 節 []
 細 []

資産No.	
取得年度	年度
取得日付	年 月 日

所在地 保管・ 設置場所 所属				部門 処理区域 施設 財源区分 保険区分			工事名 施工者 メーカー 旧資産番号 図面番号	
構造 形状		寸法 能力						
取得原因		耐用年数	年	償却率				
数量				受贈：償却開始日付		償却開始金額		
取得価額	円			管種口径明細				

自己資金	国庫補助金	工事負担金	受贈財産評価額	
償却対象額	円	償却額	円	残存価額
			円	償却限度額
				円

日付	摘要	帳簿原価				減価償却累計額		帳簿価額	処分 (除却損)	備考
		(借方/貸方)		残高		(借方/ 貸方)	累計額			
		数量	価額	数量	価額					

(裏)

当初取得情報

耐用年数	年	償却率	
数量			
取得価額	円		

直接費	円
間接費	円

自己資金	国庫補助金	工事負担金	受贈財産評価額	

リース情報

リース移転		リース会社	
		リース契約No.	
みなし償却		リース期間	

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

別記第18号様式の 2 及び別記第18号様式の 3 を次のように改める。

第18号様式の 2 (第28条関係)

(表)

決裁区分							保存期間	
收受日	年 月 日						分類	
起案日	年 月 日						文書番号	
起案者	工業用水道部 工業用水課						決裁日	
	(電話番号:)						公印使用 承認	
処理期限	年 月 日							
件名	(経費執行伺)							
決 裁 ・ 合 議								
伺い文								
1 執行理由								
2 契約の方法等及び随契の場合はその理由 (方法) (履行期限) (随契理由)								
3 予定価格, 指名業者及び指名推薦委員会会議録								
4 品質, 規格内容等								

(裏)

5 数量及び単価等経費算出の根拠

6 伺金額

7 予算科目及び予算額

(款) (項)

(目)

(節)

(予算残額)

(今回執行予定額)

(執行予定残額)

(実執行額)

8 契約書案

別紙のとおり

9 その他参考事項

注1 経費執行内容により、この様式により難しいものは、この様式に準じて作成すること。

2 該当欄に記載し難い場合は、別記としてその内容を記入した明細書を添付すること。

第 18 号 様 式 の 3 (第 28 条 関 係)

(表)

決裁区分								保存期間	
收受日	年 月 日							分類	
起案日	年 月 日							文書番号	
起案者	工業用水道部 工業用水課							決裁日	
	(電話番号 :)							公印使用 承認	
処理期限	年 月 日								
件名	(請負工事執行伺)								
決 裁 ・ 合 議									
伺い文 1 工事の件名及び場所 (工事名) (施工地) 2 設計概要 3 契約の方法及び理由 (方法) (理由) 4 設計予定価格, 指名業者及び指名推薦委員会会議録 別封及び別紙 1 のとおり									

(裏)

5	予算科目			
	(款)	(項)	(目)	(節)
6	予算額			
	(予算残額)		(今回執行予定額)	
	(執行予定残額)		(落札決定額)	
7	契約条件			
	(一般条件)			
	(特別条件)			
8	契約書案			
	別紙 2 のとおり			
9	その他必要な事項			

注 該当欄に記載し難い場合は、別記としてその内容を記入した明細書を添付すること。

別記第19号様式及び別記第20号様式を次のように改める。

第19号様式及び第20号様式 削除

別記第22号様式及び別記第23号様式を次のように改める。

第22号様式及び第23号様式 削除

別記第24号様式を次のように改める。

第24号様式 削除

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県企業管理規程第 2 号

鹿児島県工業用水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部事務決裁規程（昭和45年鹿児島県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第1号中「電力事業法」を「電気事業法（昭和39年法律第170号。以下この項中「電気事業法」という。）」に改め、同項第4号中「消防法」の次に「（昭和23年法律第186号）」を加え、同表4の項第1号中「並びに」を「及び」に改め、同項第4号中「事務取扱い」を「事務取扱」に改め、同項第7号中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改め、同項中第23号を削り、第24号から第56号までを1号ずつ繰り上げ、同項第57号中「支払い」を「支払」に改め、同号を同項第56号とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県企業管理規程第3号

鹿児島県企業管理規程の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県企業管理規程の読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に制定されている鹿児島県企業管理規程において読点として表記する「、」を「,」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

企 業 告 示

鹿児島県企業告示第1号

鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱（昭和45年鹿児島県企業告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「ときは、そのつど、」を「期間中に会計規程第39条に規定する口座振替請求書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を除く。）による通知をする場合は、併せて」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条に次の1項を加える。

3 鹿児島県工業用水使用料の口座振替の方法による収納については、別に定めるところによる。

第9条第1号から第6号までを削り、同条第7号中「債権者から小切手の亡失、汚損若しくは損傷による支払停止の請求を受けたとき又は」を削り、同号を同条第1号とし、同条第8号を同条第2号とする。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条の見出しを「（支払手続）」に改め、同条第1項中「小切手に」を削り、「を添えて」

を「の」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第 2 項を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 15 条第 4 号を削る。

第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までを削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県企業告示第 2 号

鹿児島県企業告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県企業告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県企業告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。